

第14号議案

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加える。

（亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第8条中「この条において」を削る。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

（亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）」を「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、「新条例」を「同条例」に改める。

附則第3項中「新条例」を「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係する条例について規定整備を図ること。
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとすること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。